

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2025年11月21日	
【会社名】	株式会社交換できるくん	
【英訳名】	K o u k a n d e k i r u k u n , I n c .	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 栗原 将	
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区東一丁目26番20号	
【電話番号】	03-6427-5381	
【事務連絡者氏名】	取締役副社長コーポレート本部長	佐藤 浩二
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東一丁目26番20号	
【電話番号】	03-6427-5381	
【事務連絡者氏名】	取締役副社長コーポレート本部長	佐藤 浩二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当	239,700,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	300,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当」といいます。)は、2025年11月21日開催の取締役会決議によるものです。

2. 当社と割当予定先である株式会社カインズ(以下「割当予定先」又は「カインズ」といいます。)は、2025年11月21日付で資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)を定める契約(以下「本資本業務提携に関する合意書」といいます。)を締結いたします。

4. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	300,000株	239,700,000	119,850,000
一般募集	—	—	—
計(総発行株式)	300,000株	239,700,000	119,850,000

(注) 1. 第三者割当の方式によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の総額は119,850,000円です。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
799	399.5	100株	2025年12月15日	—	2025年12月15日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。

3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、総数引受契約の締結後、払込期日に下記振込場所へ発行価額の総額を払い込むものといたします。

4. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われなことになります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社交換できるくん コーポレート本部	東京都渋谷区東一丁目26番20号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
239,700,000	1,500,000	238,200,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用、登記費用、弁護士費用等であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 現調レスモデルの構築及び運用	167	2026年4月～2028年3月
② 職人育成関連	71	2026年4月～2026年9月

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、銀行口座その他安全性の高い方法にて管理いたします。

① 現調レスモデルの構築及び運用

カインズのリフォーム事業において、住宅設備機器の販売、施工を、現場調査を行わずに見積提示が可能となる「現調レスモデル」の構築・運用を目標とし、実現手段として「リプラフォーム」を導入します。カインズのWEBサイトを通じて受付した案件を対象として先行運用を予定しており、将来的には、実店舗での活用を視野に入れております。

② 職人育成関連

交換できるくんが多能工交換士(住宅設備交換を行う職人)育成のために立ち上げた実践型スクール「交換技能アカデミー」に、カインズ専用カリキュラムを設けます。将来的には、カインズ内で職人を内製化できるよう、社内教育体制の構築支援及び運営ノウハウの提供を行ってまいります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	株式会社カインズ
本店所在地	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役会長 土屋裕雅 代表取締役社長 CEO 高家正行
資本金	3,260百万円
事業内容	ホームセンターチェーンの経営
主たる出資者及びその出資比率	土屋裕雅 35.06%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、本有価証券届出書提出日(2025年11月21日)現在におけるものであります。

c. 最近3年間の経営成績及び財政状態

単位：百万円

決算期	2023年2月期	2024年2月期	2025年2月期
純資産	255,999	266,903	276,935
総資産	324,504	337,114	349,727
売上高	429,470	443,796	466,707
営業利益	24,165	19,416	20,343
経常利益	25,654	20,890	21,951
当期純利益	16,633	14,010	14,084

(注) 1株当たり純資産、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金については、非開示であるため記載をしておりません。

d. 割当予定先の選定理由

1. 本資本業務提携の目的・理由

新築住宅価格の上昇が続く昨今、持ち家志向の消費者における住宅リフォームへの関心が高まっている一方で、熟練職人の引退や若年層の新規参入の停滞により、リフォーム市場における職人確保と技術継承が重要な課題となっています。こうした市場環境において、安心して手軽に利用できるリフォームサービスの提供と、職人がスキルを磨きながら長く活躍できる仕組みづくりという両社のビジョンが合致し、今回の提携に至りました。

2. 本資本業務提携の内容

「スムーズに快適に利用できるリフォームサービス」の実現に向けて、まず、全国ブランドのカインズにおいて、当社が有するノウハウをソリューション化した「リプラフォーム」を活用して、住宅設備交換の事前訪問見積不要な販売方法を確立します。更に、当社から「住宅設備保証」の提供を受け、アフターサポートの充実でサービスの価値向上を図ります。

それと合わせて、当社のお客様に対しては、カインズの協力により、システムキッチンやユニットバス、エクステリア関連リフォームなどオンライン完結では難しいリフォーム領域のサービス提供が可能となります。先日、当社が発表した株式会社キッチンワークスを傘下に推し進めていく水廻りリフォームのボランティアチェーン構想と合わせて、サービス補完基盤を盤石なものとし、お客様満足の向上を目指します。

また、当社が住宅設備職人(交換士)育成のために立ち上げた「交換技能アカデミー」において、カインズ専用カリキュラムを提供します。カインズは、従来のリフォーム職人に交換士の技術習得を進め、住宅設備交換からキッチンバスリフォーム、エクステリアまでカバーできるマルチ職人の育成を図ります。

当社は、これらの提携のビジョン実現に向けた取り組みを通じて、投資を強化している周辺事業の加速をはかり、高収益体質への転換につなげていきます。

この取り組みを通じて、カインズは店舗におけるリフォーム販売の拡大、当社は投資を強化している新規事業の加速を見込んでおります。その先には、リフォーム・住宅設備職人(交換士)の育成に関しても、単に育成をするだけでなく、交換士のブランド作りやスキル向上、働きやすい環境を整えることを目的としたコミュニティの共同運営やクロスマーケティングの強化も視野に入れております。

今回の提携の枠にとらわれることなく、お客様が安心してリフォームを相談、依頼できる環境を整えて、「カインズ×交換できるくん」のリフォームは、どこよりも信頼できるというブランドを築き、業界のトッププレーヤーとなることを目指していきます。

e. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 300,000株

f. 株券等の保有方針

割当予定先からは、本第三者割当により取得する当社普通株式を現時点では中長期的な視点で保有する方針であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により取得する株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

g. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるカインズから、本第三者割当に係る払込に要する資金は確保されている旨の報告を受けており、また、カインズの決算書を確認して財務状況が問題ない事を確認し、当社として本第三者割当に係る払込に要する資金等の状況に問題はないものと判断しております。

h. 割当予定先の実態

割当予定先であるカインズは、東京証券取引所スタンダード市場に上場している株式会社ワークマンのその他の関係会社であり、株式会社ワークマンが東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書(最終更新日、2025年6月26日)の「IV 内部統制システム等に関する事項」「2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、グループ全体における反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況が記載されており、当社において当該内容及び基本的な方針を確認しております。

さらに当社は、カインズの担当者との面談によるヒアリング内容も踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)には該当せず、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

上記内容により割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本株式の払込金額は、割当予定先であるカインズとの協議を経て、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日(2025年11月20日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である799円といたしました。

当該払込金額の算定方法そして取締役会決議日の直前営業日における終値を採用したのは、直近株価が現時点での当社の実態をより適切に表していると考えており、客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、当該払込金額は取締役会決議日の直前営業日までの直近1か月間の終値平均値836円(円未満を四捨五入。以下、終値平均値の算出について同じ)に対して4.43%のディスカウント率、取締役会決議日の直前営業日までの直近3か月間の終値平均822円に対して2.80%のディスカウント率、取締役会決議日の直前営業日までの直近6か月間の終値平均値798円に対して0.13%のプレミアム率となっております。

また、本株式の払込金額の決定にあたっては、当社監査等委員会より、上記記載と同様の理由により当該払込金額の算定根拠には合理性があり、また、日本証券業協会「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」に準拠したものであり、当該決定方法により決定された本新株式の払込金額は割当予定先に特に有利な金額には該当しないものとする取締役の判断について、法令に違反する重大な事実とは認められないという趣旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行される株式数は300,000株であり、当社普通株式の発行済株式総数(自己株式を除く)7,167,870株(2025年11月1日現在)の4.19%(議決権総数71,631個に対する割合4.19%)に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社としては、本第三者割当により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより、今後の当社の企業価値向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております。以上により、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は、係る目的達成のうえで合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 (自己株式分 を除く)に対 する所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数(自 己株式分を除 く)に対す る所有議決権 数の割合(%)
株式会社CRESCUNT	東京都港区港南二丁目5番3号オリックス品川ビル4F	3,000,000	41.88	3,000,000	40.20
栗原 将	東京都世田谷区	1,155,000	16.12	1,155,000	15.48
栗原 剛	神奈川県横浜市都筑区	405,000	5.65	405,000	5.43
伊藤忠エネクスホームライフ株式会社	東京都中央区日本橋堀留町2丁目2番1号	300,000	4.19	300,000	4.02
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜1丁目2番1号	—	—	300,000	4.02
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	270,837	3.78	270,837	3.63
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	89,700	1.25	89,700	1.20
榎本 泰輝	岡山県岡山市南区	68,400	0.95	68,400	0.92
榊原 暢宏	愛知県名古屋市中昭和区	60,000	0.84	60,000	0.80
ジャパンワランティサポート株式会社	東京都港区三田3丁目5-19 住友不動産東京三田ガーデンタワー29階	45,000	0.63	45,000	0.60
計	—	5,393,937	75.30	5,693,937	76.29

- (注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数(自己株式分を除く)に対する所有議決権数の割合」は、2025年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 2025年9月18日開催の取締役会決議により、2025年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割が行われております。
3. 「総議決権数(自己株式分を除く)に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数(自己株式分を除く)に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. 「割当後の総議決権数(自己株式分を除く)に対する所有議決権数の割合」は、「総議決権数(自己株式分を除く)に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数71,631個に、本第三者割当により増加する議決権数3,000個を加えた数を分母として算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第27期)及び半期報告書(第28期中間期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書提出日(2025年11月21日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2025年11月21日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第27期)の提出日(2025年6月25日)以降、本有価証券届出書提出日(2025年11月21日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2025年6月25日提出)

1 提出理由

当社は、2025年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月24日

(2) 決議事項の内容

議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

栗原将、佐藤浩二、吉田正弘及び吉野登の4名を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
議案					
栗原 将	3,043	39	—	(注) 1	可決 98.73
佐藤 浩二	3,039	43	—		可決 98.60
吉田 正弘	3,039	43	—		可決 98.60
吉野 登	3,037	45	—		可決 98.54

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度(第27期) 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月25日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度(第28期中) 自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(E D I N E T)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4－1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月25日

株式会社交換できるくん

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 福 井 聡
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 東 朋
業務執行社員

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社交換できるくんの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社交換できるくん及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

BtoC領域に対する住宅設備機器の交換工事サービスの収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は住宅設備機器のeコマース事業を営んでおり、その主要な売上はBtoC領域に対する住宅設備機器と交換工事をセットで販売する住宅設備機器の交換工事サービスである。 当該住宅設備機器の交換工事サービスは、インターネット完結型のビジネスモデルであり、web媒体を通じて、見積りの依頼から受注・工事日程の調整に至るまですべての工程を原則インターネットのやり取りで完結させる。このため、事業の特質上、下記の特徴を有する。 ・受注管理、出荷管理、工事管理、請求管理等、売上に関連する情報は基幹システムにおいて一元管理されており、売上プロセスは基幹システムに大きく依存している。 ・住宅設備機器の交換工事サービスは、住宅設備機器を顧客に納品し設置工事の完了後に、検収した時点で、収益を認識しているが、適時に検収が把握されない場合には、未検収であるにもかかわらず収益が計上される可能性がある。 当該住宅設備の交換工事サービスに係る売上高は、会社の主要な売上であり、収益認識の適切性の検討は重要であることから、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、住宅設備機器の交換工事サービスの収益認識の適切性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ・当監査法人のIT専門家を関与させ、基幹システムのIT全般統制の整備及び運用状況を評価した。 ・会計システム上の売上高が基幹システム上の売上データと整合しているかどうかを検証した。 ・売上高の実在性及び正確性を検討するため、原価率等の分析を実施した。また、基幹システム上の年間売上データに対して、統計的サンプリングを実施し、顧客からの検収証跡が付された工事完了報告及び入金記録等と突合するとともに、売上計上日から入金までの期間について検討した。

株式会社ハマノテクニカルワークス等との企業結合取引	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項（企業結合等関係）に記載のとおり、会社は株式会社ハマノテクニカルワークス、有限会社クリエイション、有限会社エボリューションの株式を252,400千円で取得し、連結子会社とした結果、のれん216,038千円を計上している。 当該企業結合にあたり、株式会社ハマノテクニカルワークス、有限会社クリエイション、有限会社エボリューションの株式の取得原価は、同社の事業計画を基礎として算定された株式価値を踏まえ、交渉の上決定されており、会社は株式価値の算定に外部の専門家を利用している。 また、会社は企業結合日において、受け入れた資産及び引き受けた負債を識別し、その時点の時価を基礎として配分した資産及び負債の純額と株式の取得原価との差額をのれんとして識別している。のれんの償却期間は、のれんの効果が発現する期間とし、事業計画に基づく投資の回収期間を考慮して7年としている。 企業結合は経常的に生じる取引ではなく、当企業結合は金額的に重要な取引である。取得原価の基礎となる株式価値の算定には複雑な検討や専門的な知識が必要であり、取得原価とのれんの会計処理の決定には、経営管理者の判断が含まれる。 以上から、当監査法人は、株式会社ハマノテクニカルワークス、有限会社クリエイション、有限会社エボリューションとの企業結合取引を監査上の主要な検討事項と判断した。	当監査法人は、株式会社ハマノテクニカルワークス等との企業結合の検討にあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ・取引の概要及び目的を理解するため、経営管理者等への質問並びに取締役会議事録及び株式譲渡契約書等の関連証憑の閲覧を実施した。 ・株式価値算定のために会社が利用した外部専門家について、その適性、能力及び客観性を評価した。 ・株式価値算定において採用された算定方法及びその前提条件を評価するため、当監査法人のネットワーク・ファームの専門家を関与させて検討した。 ・株式価値算定の前提となった事業計画を入手し、売上高及び営業利益の将来予測に関して、経営管理者に対して質問を行うとともに、過去の実績や企業結合取引後の実績と比較して仮定の適切性を検討した。 ・取得原価について株式譲渡契約書等の関連証憑と突合した。 ・取得原価の配分に当たって会社が識別した資産及び負債の実在性・網羅性を確かめるために、経営管理者への質問、関連証憑の閲覧を実施するとともに、のれんの計上額について検討した。 ・のれんの償却期間について経営管理者に質問するとともに、投資回収計画との整合性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示

する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社交換できるくんの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社交換できるくんが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十

分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

株式会社交換できるくん

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 福 井 聡
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 東 朋
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社交換できるくんの2024年4月1日から2025年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社交換できるくんの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

BtoC領域に対する住宅設備機器の交換工事サービスの収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（BtoC領域に対する住宅設備機器の交換工事サービスの収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。

ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月14日

株式会社交換できるくん

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

福 井

聡

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

天 野

晋 介

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社交換できるくんの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社交換できるくん及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。